

沖縄県立久米島高等学校 いじめ防止基本方針

2024.9.27 改訂

1. いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

(いじめ防止対策推進法第二条)

2. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では学校の内外を問わず、すべての生徒が被害者にも加害者にもならないよう学校教育全般を通していじめ防止対策を行う。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重し、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有することを教職員の共通認識とする。
- (4) いじめが発生した場合は、学校全体で組織的な対応を行う。
- (5) いじめへの対応については、関係機関との適切な連携を行う。

3. いじめの判断

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ
- いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

具体的な例

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、SNS等を介して誹謗中傷や嫌なこと等をされる
- (9) 性的いたづらをされる

4. いじめ防止対策の組織体制

(1) いじめ防止対策委員会

- 校長・教頭・生徒支援部（生徒指導・教育相談・養護教諭）当該学年主任・当該HR担任
その他（部活動顧問など柔軟に対応）

- 必要に応じ外部有識者（弁護士・臨床心理士・社会福祉士・スクールカウンセラー等）を活用

(2) 年間計画

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○アンケート結果の分析及び対策の検討・職員への情報共有 ○拡大学年会での情報交換 ○職員向け「いじめ防止対策」に関する校内研修の実施 ○学校基本方針のHP掲載 ○いじめ発見のチェックポイント（保護者用）HP掲載 ○悩み相談箱（仮）への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○アンケート結果の分析及び対策の検討・職員への情報共有 ○拡大学年会での情報交換 ○悩み相談箱（仮）への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケートの実施 ○アンケート結果の分析及び対策の検討・職員への情報共有 ○拡大学年会での情報交換 ○次年度へ向け基本方針の検討 ○悩み相談箱（仮）への対応

5. 未然防止の取り組み

(1) 教科指導（教科担任）において

教師は、わかる授業、生徒間で学び合う学習環境を作る。また生徒が授業で認められたと実感できる場面や言葉かけを意図的に計画・実践し継続する。

(2) HR活動（学級担任）において

HR担任は、日頃から人権についての話題を提供し、生徒の人権感覚を涵養する。HR活動の役割分担を明確にし、生徒一人一人が確実に実働し評価され認められる体制をつくる。

(3) 学校行事・生徒会活動・部活動等（特別活動）において

生徒の主体性が可能な限り発揮できる行事にする。その実現のために、生徒が自分達で成し遂げたという実感、生徒一人一人が役割を持ち実働し評価され認められたという実感、仲間同士で協力し、お互いが尊重し合い民主的に取り組んだという実感、などが得られるようなプロセスを教師側と生徒側が話し合い、計画し実施する。

(4) 生徒指導において

「薬物乱用防止講話」、「交通安全講話」などを通して、正しい判断力や命の大切さを育む。また、校則を守るなどの規範意識を高めつつ、全体集会や学年集会などで、善悪の判断や人権について意識の向上を促す指導を計画し実施する。

(5) 情報モラル教育について

学習端末やスマートフォン等の正しい使用法を学ぶと同時に、トラブルや人権侵害などのリスクを回避するための知識を深めさせる。また、一度ネット上に画像や書き込みなどの

情報が載ると取り返しがつかない被害に遭う可能性があることも周知する。

(6) 中高連携や地域との連携について

中高連携校として球美中学校、久米島西中学校との中高連携生徒指導部会で定期的な情報交換会を行う。地域特有の先輩、後輩の関係性において上下関係や主従関係にある、もしくは発展する可能性があることを念頭におく。

(7) 職員研修の実施

いじめに関する基本的な概念や法律等を学ぶ。また校内におけるいじめ未然防止のために具体的な教育活動場面（主に上記（1）～（6））での生徒観察や指導計画、方法のあり方など職員全体で共通認識を図る。

(8) 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携について

体調不良や気分不良等で保健室を訪れる生徒の中には、様々な悩みやストレスを抱えている生徒も少なくない。担任や教科担任に話せない悩みや心配事について養護教諭に打ち明けることも多々ある。養護教諭が適切に対処し、必要に応じてスクールカウンセラーと生徒が面談を行うことで生徒の心理的ストレスの軽減を試みる。いじめに関連する事案の場合は、生徒本人との信頼関係を構築した上で慎重に委員会と連携をとる。

6. 「いじめ」早期発見の取り組み

(1) 生徒、職員、保護者へのアンケート調査

いじめが起こりにくい学校環境をめざし、生徒、保護者へのアンケート調査を実施する。調査結果を考察・分析し、いじめの芽がないか、あるいはいじめの実態があるのかを見極め、いじめ未然防止対策及びいじめへの対応に即応する。各学期実施予定。

(2) 学校生活全般における教職員の生徒観察

職員研修で共通確認した「学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント」に沿って生徒観察を行う。個別に気になる生徒がいる場合、委員会で対応を検討し職員会議に諮る。

(3) 保護者や地域との連携

いじめに関する情報等が得られた場合はいじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。

(4) 関係機関との連携

警察等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

(5) 生徒の意見や訴え等を汲み取る

インターネット等を利用し、生徒が自由に意見や悩みを投稿できる環境を整える。匿名性が担保できるよう細心の注意を払い生徒が学校、教師に信頼を持って使用できるようにする。

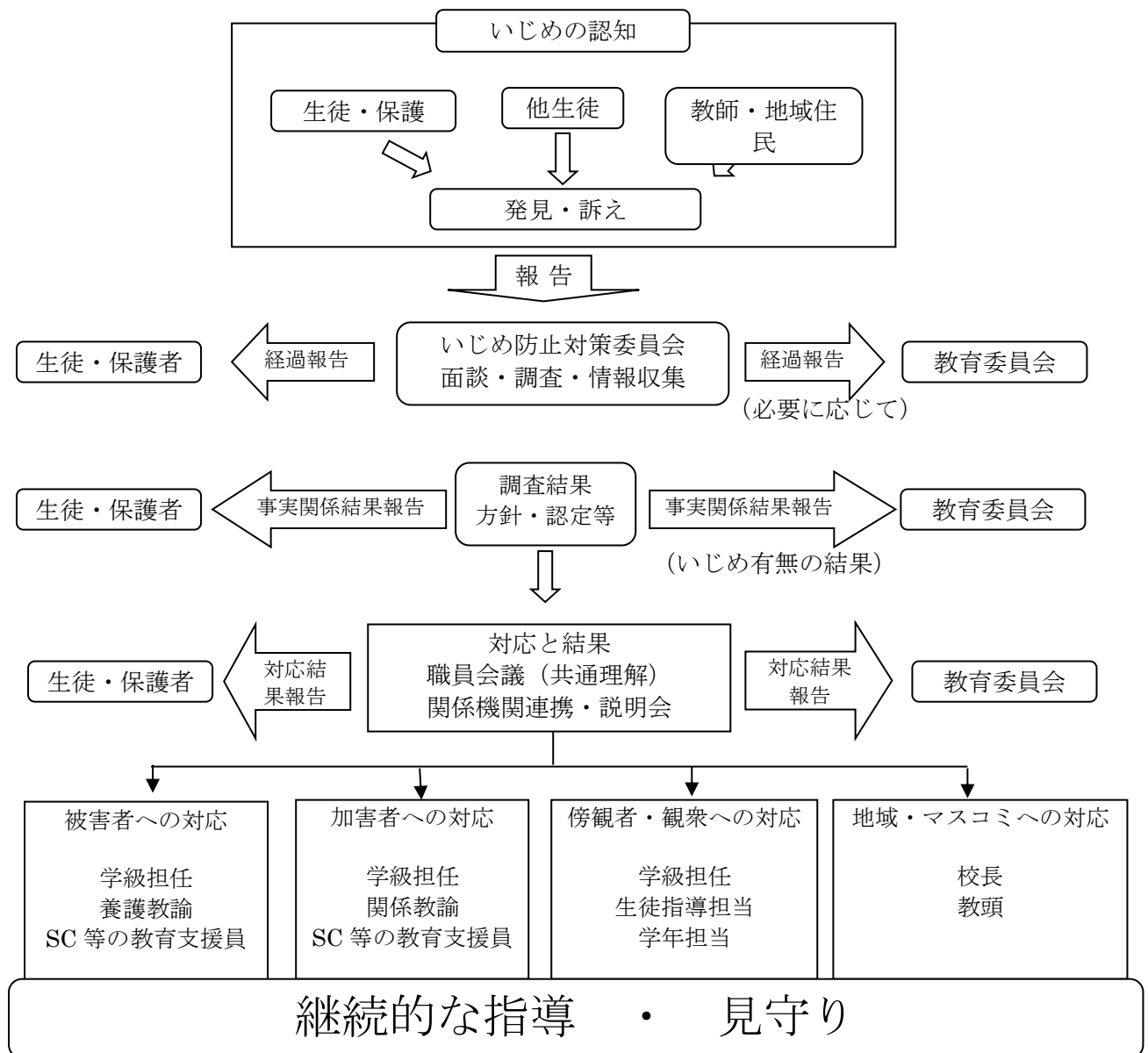
(6) アンケートによる実態把握

- ・心理測定尺度
- ・学校評価アンケート
- ・学校生活アンケート
- ・その他（臨時的アンケート等）

7. 「いじめ」発生時の対応について

いじめを発見、通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 (担任→学年主任→生徒支援部→委員会) 対応の前提として、被害生徒を守り通し、加害生徒は厳格な指導を入れるといった基本的な方針を全関係者に示し、毅然とした態度で事に臨む。遊びや悪ふざけでも受け手の生徒が不快な心情が伺える場面に遭遇した場合は、その場で加害生徒を毅然とした態度で注意・指導し止めさせる。また、事態が深刻であったり一般人が関わる等の場合は、警察や地域、福祉関係、医療機関とも連携し対応する。

(1) いじめ発生時の組織的対応図



(2) いじめの「重大事態」への学校の対応

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告（法に基づく義務）

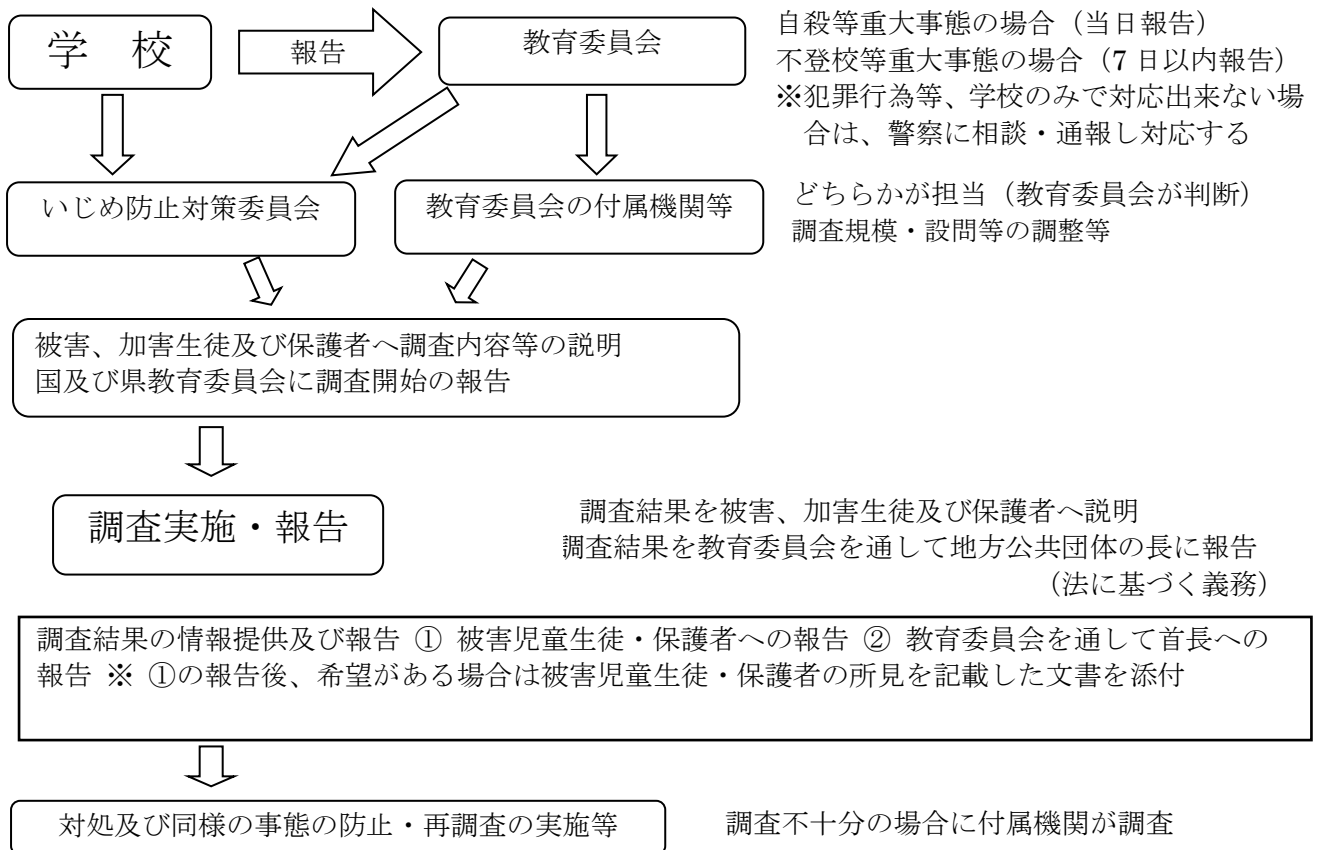
「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」）※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。
「沖縄県いじめ対応マニュアルより抜粋」

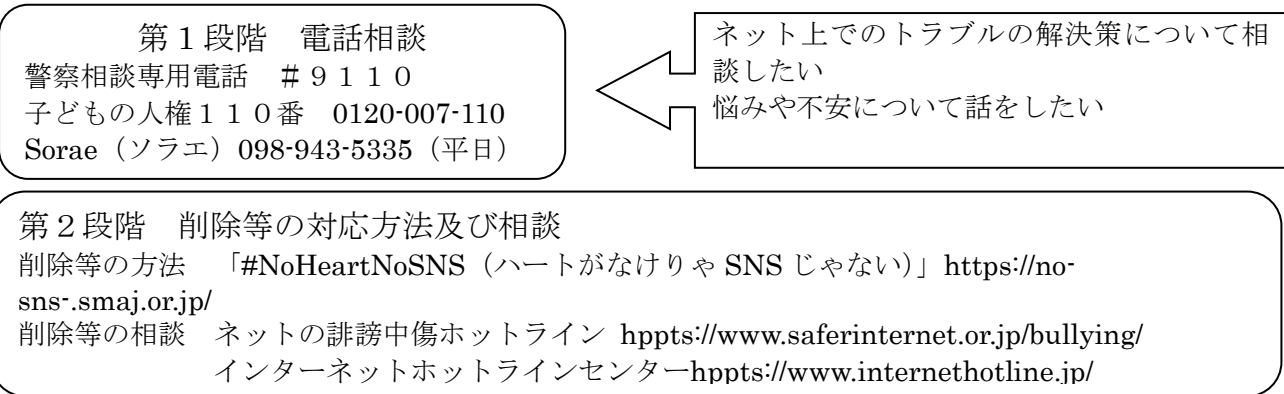
※早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。

法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く

(3) 重大事態対応図



(4) ネット・SNS等での誹謗中傷への対応



(4) 重大事態の調査組織の体制

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

①学校いじめ防止対策委員会方式

学校いじめ防止対策委員会及び

弁護士・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家

※公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織を構成する。

②第三者委員会方式

すべての調査委員が第三者で構成された調査組織

※事務局機能は、学校内に置いて、重大事態と直接関係のない職員で構成する。

8. いじめを受けた生徒への支援

(1) 面談及び事実確認

委員会の委員もしくは当該職員が生徒の立場に立って慎重に行う。その際、加害生徒からの反撃や嫌がらせ、仕返しなどを絶対許さないといった学校側の強い姿勢と生徒の今後の学校生活に支障をきたすことがないよう最大限配慮する決意を示す。

(2) 保護者への迅速な連絡

事実確認ができれば、校長が責任を持って保護者へ状況説明の連絡を入れる。保護者からの疑問や質問等は真摯に受け、要望があれば直接面談を行い保護者が納得いくような対応等についてしっかり話し合う。

(3) 被害生徒のケア

学校生活全般での不安を払拭するために、全職員で連携し生徒観察を一定期間行う。また担任、教科担任、部活顧問等で連携し「生徒見守り」として観察記録を行う。様子の異変等があれば、速やかに面談を行い、状況に応じて委員会を招集し対応策を講じる。

(4) 家庭との連携

一定期間、家庭と学校が連絡を密にし、家庭での状況、学校での状況を両者が共有することで生徒の異変、あるいは解決へ向かっているかを知るきっかけにする。

9. いじめをした加害生徒への対応

(1) 面談及び事実確認

生徒指導部で行う。自身のやったことが「いじめ」であることを理解させ、悪気のあるないに関わらず、相手を傷つけた事実を認識させる。

(2) 保護者への迅速な連絡

事実確認ができれば、校長が責任を持って保護者へ状況説明の連絡を入れる。保護者からの疑問や質問等は真摯に受け、要望があれば直接面談を行い保護者が納得いくような対応等についてしっかり話し合う。

(3) 加害生徒への指導・支援

久米島高校内規に則って指導及び支援を行う。説諭、訓告、停学、退学といった指導手順を照らし合わせ、生徒指導委員会といじめ防止対策委員会が連携し慎重審議を重ねる。さらに職

員会議に諮り指導方針案を講じる。保護者と本人との面談を実施し、指導内容について説明し理解を求める。保護者の理解が得られない場合でも時間をしっかりとって丁寧に対応し、学校、保護者が納得いく方向へ導く。

(4) 事態が深刻、あるいは校外に関わる場合

学校内だけで抱え込まず、保護者、本人の意思確認の上で、警察など外部関係機関と連携し外部に任せるべきことはしっかり任せる。その際、各機関での立場が異なるので、学校現場の方針や対応策もしっかり伝えた上で協議を綿密に行う。